

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
令和8年3月 19 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2500537号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第2500071号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準報酬月額を訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和55年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成20年9月1日から令和4年9月1日まで

平成11年にA社に入社し、厚生年金保険に加入した。請求期間は海外の関連事業所に出向していたので、当該事業所の給与(以下「海外給与」という。)とA社の給与(以下「国内給与」という。)を合算して標準報酬月額を訂正し、年金額に反映される記録にしてほしい。

第3 判断の理由

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、被保険者記録の訂正及び保険給付が行われるのは、被保険者が負担すべき厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることが要件とされている。

しかしながら、出向元のA社は、請求者の請求期間における海外給与から厚生年金保険料を控除しておらず、請求期間の海外給与に係る賃金台帳及び給与明細書はない旨回答している。

また、請求者の請求期間における国内給与について、A社から提出された賃金台帳により国内給与から控除されていたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額と一致している。

このほか、請求者の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。